

国の令和7年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に伴う ガス料金・電気料金の値引きについて

平素より太田都市ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の令和7年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業（以下、「本事業」）」について、2025年12月23日付で採択された*ことを受け、2026年8月検針分から2026年10月検針分（2026年7月使用分から2026年9月使用分）のガス料金・電気料金の値引きを行います。なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

*：太田都市ガス株式会社は東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号 A0064）の取次店として電気を販売しております。電気価格については、電力取次元である東京ガス株式会社にて申請を行い、2025年12月23日付で採択されております。

1. 値引き単価（政府補助金単価）および適用月 （税込み）

年月(検針月)	2026年		
	8月検針分 (7月使用分)	9月検針分 (8月使用分)	10月検針分 (9月使用分)
ガス料金(1m ³ あたり)	14.0円	18.0円	14.0円
電気料金 (1kWhあたり)	3.5円	4.5円	3.5円
低圧			

（対象外となるお客さま）

ガス料金：年間契約量が1,000万m³以上のお客さま、発電事業を営むお客さま（売電分）。

2. 補助金を適用した値引きの方法

ガスは、単位料金を算定する際の「原料価格変動額による調整額」から補助金分を値引きします。

電気は、燃料費調整額を算定する際の「燃料価格変動による調整単価」から補助金分を値引きします。

【本事業に関するお問い合わせ先】

本事業の目的・概要などは、経済産業省資源エネルギー庁ホームページをご確認ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>

■経済産業省「電気・ガス料金支援 お問い合わせ窓口」 0120-013-305

□受付時間 平日 9:00~17:00

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口（下記）までお問い合わせください。

■当社窓口 太田都市ガス株式会社 総務部 0276-45-4161

□受付時間 平日 8:30~17:00

以上